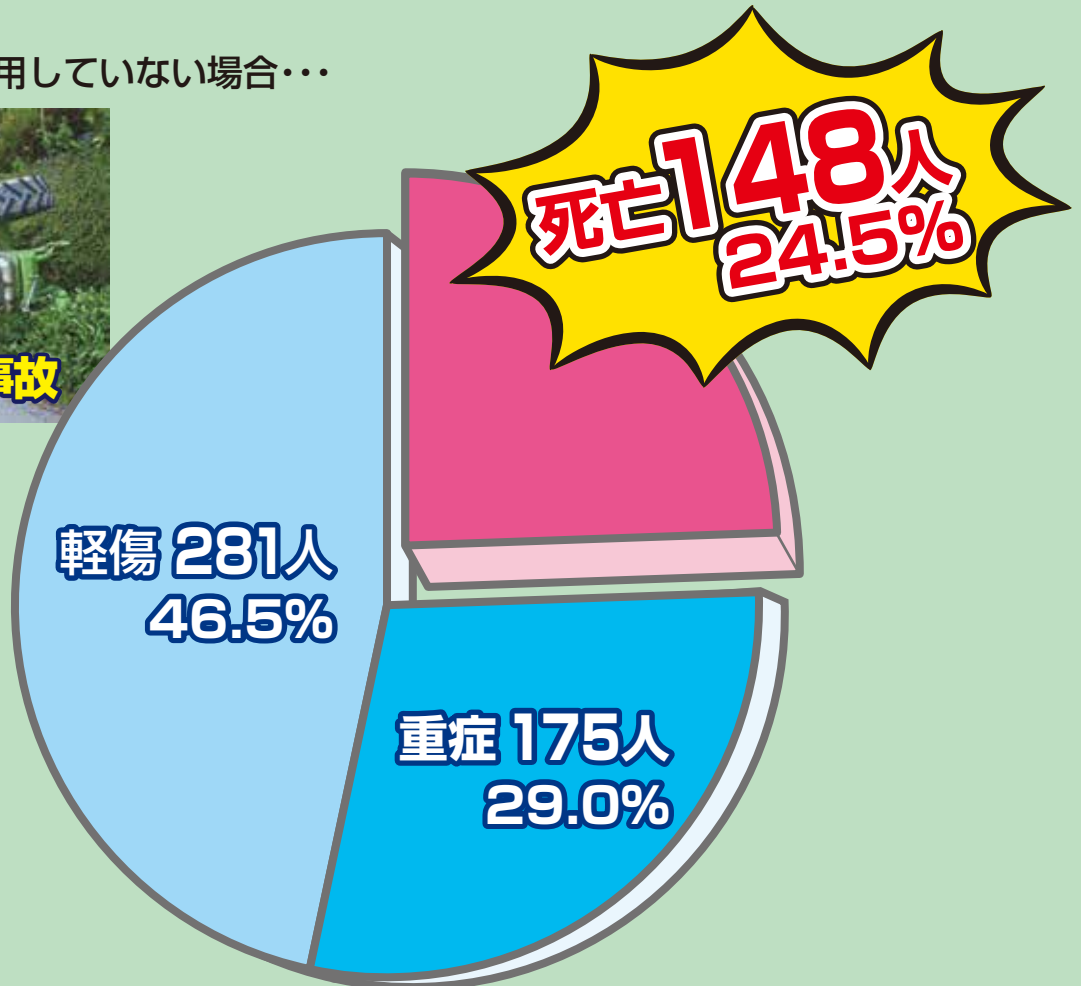


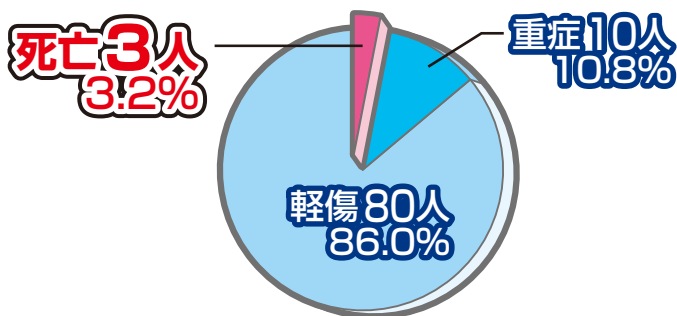
乗用型トラクターを運転する時には シートベルトを着用しましょう！

乗用型トラクターなどの農業機械による交通事故(H27~R1)では、**シートベルトを着用していない場合、およそ4人に1人が亡くなっています。**

シートベルトを着用していない場合・・・



一方で、シートベルトを着用している場合は・・・



シートベルトを着用していない場合と比べ、**死亡事故の割合は $\frac{1}{8}$ です。**

(公財) 交通事故総合分析センターの集計結果より作成

見直そう！ 農業機械作業の安全対策 農作業安全確認運動



トラクターでの事故を防止するため 以下の点に取り組みましょう

- ① 安全フレーム又はキャビン付きトラクターを使用する。
- ② 運転時にはヘルメットを着用しシートベルトを締める。
- ③ 運転する時には、交通量の少ない一般道・農道を選んで通行する。
- ④ よく走行する農道は、路肩や曲がり角の草刈りやポール設置により安全にする。
- ⑤ ほ場の進入路・退出路は全て安全な幅・角度とし、進入路・退出路の手前は耕起しない。
- ⑥ 段差乗り越えなどのときは、作業機を下げバランスを失うことのないようにする。
- ⑦ トラクターに三角形の低速車マークや灯火器類を付ける。
- ⑧ ほ場作業終了後は、ほ場を出る前に左右ブレーキを連結する。
- ⑨ トラクターは定期的に点検を行う。
- ⑩ ユニバーサルジョイントには、きちんとしたプラスチックカバーと回り止めチェーンを付ける。



～ チェックシートで安全への取組を自己点検しましょう! ～

農林水産省は、事業者等関係者が日々留意すべき事項と実行すべき事項を示した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を新たに策定しました。

具体的な留意事項(個別規範)がチェックシートに整理されたので、安全への取組の自己点検にご活用ください。(計24項目・解説書付き)

